

2011年12月13日

平成24年3月卒業予定の学部4年次のみなさんへ

教務部

平成23年度甲南大学卒業延期に関する取扱について(公示)

この度、平成24年3月卒業予定の学部4年次生(但し、平成22年度甲南大学卒業延期制度の許可を受けた者を除きます)への限定適用として、卒業要件を満たしている場合で、卒業を保留して引き続き在学を希望するときには、本人の願い出により「卒業を延期して在学することを認める制度」(以下「卒業延期制度」という。)を臨時的措置として設けることになりました。

つきましては、卒業延期制度の適用を希望する学生は、以下の内容をよく確認した上で、必要な手続き等を行うようにしてください。

1. 対象者について

卒業延期制度の対象となる学生とは、次のすべての要件を満たす者とします。但し、平成22年度甲南大学卒業延期制度の許可を受けた者を除きます

- (1) 甲南大学学則(以下「学則」という。)に規定する4年以上在学し所定の卒業必要単位数を修得している者
- (2) 引き続き在学する期間を含めて学則に規定する在学期間8年を超えない者
- (3) 授業料等の学費を滞納していない者

2. 延長期間について

卒業延期制度による在学の延長期間は、1年とします。

3. 履修の取扱について

卒業延期期間中は、所属学部、学科の規定に基づく履修を認めます。

4. 休学の取扱について

卒業延期期間中は、休学を認めません。

5. 留学の取扱について

卒業延期期間中は、本学の留学制度に基づく留学を認めます。

6. 必要な手続き等について

次の各項目の内容に基づき、必要な手続き等を行ってください。なお、所定の提出書類は、教務部窓口で配付いたしますので申し出てください。

#### ①卒業延期願の提出について

卒業延期制度により卒業を保留し引き続き在学を希望する学生は、「卒業延期願(様式第1号)」に必要事項を記入し、下記の期間に教務部窓口で「卒業延期願(様式第1号)」の提出を行ってください。窓口での提出以外の扱いは行いませんので、注意してください。

提出期間：2012年1月10日(火)～2012年2月17日(金)  
(期間中の祝・日曜日および入学試験期間は除く)

提出時間：平日 午前9時～午後5時  
土曜 午前9時～午後1時

#### ②卒業延期許可の公示について

卒業発表の公示と同時に行いますので、卒業延期願を提出した学生は公示で、卒業延期許可の確認を必ず行ってください。電話・メール等での問い合わせには一切お答えできません。

公示日時：2012年3月5日(月) 午後5時頃(関係会議の状況により変動)  
公示場所：教務部掲示板(3号館1階教務部前)

#### ③学費の納付について

卒業の延期を許可された者(以下「卒業延期者」という。)には、財務部から学費納付書を送付しますので、下記期間に納入してください。期間内に納入しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消しますので、公示で卒業延期許可の確認を行うとともに、3月8日(木)中に納付書が届かない場合は、財務部まで申し出てください。(連絡先 078-435-2690)

なお、納付する学費は、平成23年度の学費の2分の1相当額を減免した額とし、下記⑤の「卒業の繰上」により平成24年度前期末での卒業が認められた場合は、納付した学費の半額を返還します。学費の詳細は末尾(★学費の細則)を参照してください。

納付期間：2012年3月5日(月)～2012年3月12日(月)

#### ④卒業延期許可取消願の提出について

卒業延期者が平成24年3月末日での卒業を希望する場合は、「卒業延期許可取消願(様式第2号)」に必要事項を記入し、下記期間に教務部窓口で「卒業延期許可取消願(様式第2号)」の提出を行ってください。窓口での提出以外の扱いは行いませんので、注意してください。

提出期間：2012年3月5日(月)～2012年3月22日(木)

(期間中の祝・日曜日および入学試験期間は除く。3月23日以降3月末日までに取消を希望する場合は、至急教務部に相談してください。)

提出時間： 平日 午前9時～午後5時  
土曜 午前9時～午後1時

#### ⑤卒業の繰上について

卒業延期者が平成24年度前期末での卒業を希望する場合は、「卒業延期の期間変更願(様式第3号)」に必要事項を記入し、下記期間に教務部窓口で「卒業延期の期間変更願(様式第3号)」の提出を行ってください。窓口での提出以外の扱いは行いませんので、注意してください。

提出期間： 2012年7月9日(月)～2012年8月7日(火)  
(期間中の祝・日曜日および夏期休業期間中の閉室日は除く)  
提出時間： 平日 午前9時～午後5時  
土曜 午前9時～午後1時  
夏期休業期間中 平日 午前10時～午後4時

#### ★学費の細則

- ・ 学費は卒業延期が認められた平成 23 年度の学費(卒業延期者が4年次に納付すべき授業料、施設設備費、設備充実費及び教育充実費)の2分の1相当額を減免した額とし、期間内に全額納付してください。なお実験・実習科目の実験・実習費は通常額とします。
- ・ 実験・実習科目の実験・実習費は、履修登録後、財務部から学費納付書を送付しますので、期日までに納付してください。
- ・ 学費を納付した後に、卒業延期の許可取消願(2012年3月5日(月)～2011年3月22日(木))を提出して認められた場合、納付した学費の全額を返還します。
- ・ 平成24年度前期末での卒業を希望し、卒業延期の期間変更願(2012年7月9日(月)～2012年8月7日(火))を提出して認められた場合、納付した学費(実験・実習費を除く)の半額を返還します。
- ・ 平成24年度前期末での卒業を希望し認められた場合、納付した実験・実習費については、その科目が後期科目の場合は全額、通年科目は半額を返還します。前期科目の場合は返還しません。

なお、いずれにおいても、諸般の事情により相談を必要とする場合は、至急教務部に申し出てください。

以上